

鹿屋市立吾平小学校いじめ防止基本方針

○家庭・地域との連携

- ・学級 PTA
- ・授業参観
- ・教育相談
- ・教育講演会
- ・家庭教育学級
- ・あいだサポート隊
- ・各少年団育成会など

【学 校 教 育 目 標】

自ら学びに向かい、友達と共に取り組み、新しい時代を生き抜く吾平の子どもを育てる。

○関係機関等との連携

- ・鹿屋市教委
- ・学校運営協議会

【いじめ問題等対策委員会】

○ 目的

いじめの未然防止からその解決までを実効的に行う。また、いじめに関する教職員の資質向上のための校内研修や行事等の企画と実施、それらや基本方針そのものの見直しをする。

○ 組織構成

校長・教頭・生徒指導主任・該当学級担任・学年主任・養護教諭・その他必要に応じた関係者及び外部専門家

○教育活動の重点

- 1 学ぶ意欲と学力向上
- 2 心に届く生徒指導
- 3 たくましい心と体力向上

○児童の主体的な活動

- ・代表委員会
(児童憲章)
- ・児童保健委員会
- ・運動会のスローガン決定
- ・1年生を迎える会
- ・6年生を送る会

○ いじめの防止

SGE(月1回)の取組

- ・教職員の取組 SOS の出し方に関する授業
いじめや命、情報モラルに関する授業等の実践
吾平のよい子に基づく規律指導 ネット接続機器の状況把握
- ・児童の取組
運営委員会による児童憲章制定
- ・保護者の取組
教育相談や学級・学年レク等を活用した学校との連携

○ いじめの早期発見

- ・教職員の取組
アンケート・日記の点検 学校生活での観察や面談
生徒指導連絡会での情報共有 職員研修 SC,SSW との連携
- ・児童の取組
児童憲章遵守のための取組 代表委員会 児童総会

○ いじめに対する措置

- ・教職員の取組
事実確認(校内「いじめ対策組織(心の教育推進委)」への通報)
被害児童のケア 加害児童の指導 対象学級・学年への指導
支援チームによる意図的対応 関係機関との連携
被害・加害双方の家庭への誠意ある対応
- ・児童の取組

《被害児童》 事実確認

- ・担任・養教・親への相談
- ・長所を生かした活動
- ・緊急避難としての欠席及び転校
- ・個別最適な居場所づくり

《加害児童》 事実確認

- ・被害者の心理的・肉体的苦痛の理解と謝罪・反省(必要に応じて)
別室指導
- ・集団生活への再考

・ 保護者の取組

《被害児童》

- ・学校や諸機関との情報共有
- ・子どもの気持ちの受容と安定化・立ち直りへの支援

《加害児童》

- ・状況の冷静な把握と理解・あるべき行動への指導・助言・情報共有
- ・家庭教育の再考

○生徒指導体制

- ・日記・アンケート等の点検
- ・学校生活の観察や個人面談
- ・保護者との連携
- ・生徒指導連絡会
- ・ケース会議
- ・PTA 生活指導部との連携

○相談体制

- ・家庭訪問
- ・教育相談
- ・PTA 後の教育相談

○職員研修

- ・事例研修会
- ・いじめ防止基本方針

○関係諸機関との連携

- ・SC, SSW
- ・MF 相談員
- ・大隅児童相談所
- ・市子育て支援課
- ・吾平中学校
- ・児童家庭支援センター
- ・フリースクール
- ・警察
- ・弁護士(スクールロイヤー)
- ・医師

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（いじめに対する捉え方＜定義＞）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。＜いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）＞

（いじめ解消の捉え方＜定義＞）

以下 2 つの要件が満たされていることを前提とする。

- ① いじめに係る行動が止んでいること。（少なくとも 3 か月間の期間継続）
- ② 被害者児童が、心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害者児童及び保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等を実施することにより確認を行うものとする。

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（いじめの禁止）

児童は、いじめを行ってはならない。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（1）基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

○ いじめの防止

- ・ 教職員の取組（発達支持的生徒指導・課題未然防止教育）

人権尊重の精神を貫いた教育活動の展開 いじめや命、情報モラルに関する授業等の実践
S G E（月 1 回）の取組 S O S の出し方に関する授業 吾平のよい子に基づく規律指導
ネット接続機器の状況把握

- ・ 児童との取組

運営委員会による児童憲章制定

- ・ 保護者との取組

教育相談や学級・学年レク等を活用した学校との連携

イ いじめの早期発見のための措置

○いじめの早期発見

- ・ 教職員の取組（課題早期発見対応）
アンケート・日記の点検…いじめに関する調査・学校生活アンケートや学校楽しい〜との実施と分析・活用（毎月1回実施）
学校生活での観察や面談…毎週木曜日の放課後に教育相談日を設定する
生徒指導連絡会での情報共有
職員研修を年間計画に位置付ける。
SC, SSW, 児童相談所, MF 相談員との連携
- ・ 児童の取組
児童憲章遵守のための取組 代表委員会 児童総会での話し合いをする。

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- いじめの防止といじめ対応に係る研修機会を、年間計画の中に位置づける。
- PTAとも連携し、家庭教育学級や学校保健委員会、PTA 総会や教育講演会等で児童の発達課題や成長、家庭教育等に関する研修機会の場を設定する。
- スクールカウンセラーやマイフレンド相談員、中央公民館教育相談室、市教育委員会指導主事、鹿屋市子育て支援課等を積極的に活用した研修会を実施する。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、携帯電話教室等を行う。
- PTA と連携し、家庭でのネット使用のルール化と児童の変容に関する情報の共有を行う。

オ 性に関する課題や、多様な背景を持つ児童へのいじめに対する対策

- 性的マイノリティや、多様な背景（発達障害、精神疾患、健康課題、支援を要する家庭状況等）を持つ児童への正しい理解の促進を目指し、全ての児童に対して人権意識の醸成を図るための教育活動を日常的に行っていく。
- 秘匿性を踏まえつつ、日頃から児童が相談しやすい体制や環境を組織的に整えていく。
- 個別の事案に応じ、児童の心情に配慮した対応を、学校内外の連携に基づく支援チームで進める。
- 性的マイノリティの課題や、多様な背景を持つ児童への正しい理解について、職員研修の機会を充実させる。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「心の教育推進委員会・いじめ不登校対策委員会」（構成員：校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、保健主任、学校運営協議会委員）を設置する。

<活動>

- いじめ防止基本方針に関すること。 ○ アンケート調査並びに教育相談に関すること。
- いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。
- いじめ事案に対する対応に関すること。

<開催>

- 学期1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

- ・ 教職員の取組
 - いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
 - いじめの事実が確認された場合は、〔担任、現状目撃者等の情報受信者→担任、学年主任→生徒指導主任・教頭→校長〕のルートで情報や状況を直ちに報告する。また、直ちに教職員間で情報を共有し、必要に応じてチームを編成し、実態把握とサポートを行う。
 - 加害児童にはいじめをやめさせ、その再発を防止するため、被害児童・保護者に対する支援や、加害児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
 - 被害児童が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
 - いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有する必要な措置を講ずる。
 - 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ・ 児童の取組

＜被害児童＞ ・担任・養教・親への相談 ・長所を生かした活動 ・緊急避難としての欠席及び転校 ・個別最適な居場所づくり	＜加害児童＞ ・被害者の心理的・肉体的苦痛の理解と謝罪・反省 ・集団生活への再考
---	--

- ・ 保護者の取組

＜被害児童＞ ・学校や諸機関との情報共有 ・子どもの気持ちの受容と安定化・立ち直りへの支援	＜加害児童＞ ・状況の冷静な把握と理解・あるべき行動への指導・助言・情報共有 ・家庭教育の再考
---	---

(3) 重大事案への対処（困難課題対応的生徒指導）

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

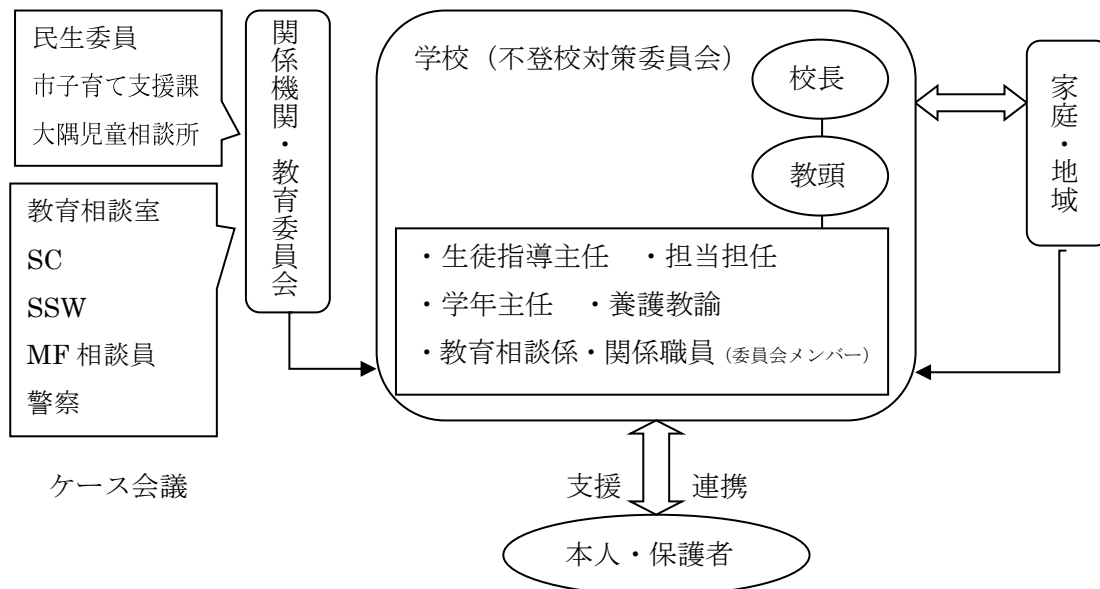
- ア いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
 - いじめの早期発見に関する取組に関すること。
 - いじめの未然防止及び再発を防止するための取組に関すること。
- イ 学校便り等で、学校評価の結果やいじめに係る実態を広報するとともに、学年だより、学級だより等ではじめとその防止と対応に係る学校の考え方や方針を伝えるようにする。

吾平小いじめ不登校対策委員会

1 学校全体としての取り組み

- (1) 学校は、常に児童の出席状況に留意し、欠席した場合には、家庭への連絡を行うなどによって不登校の早期発見に努め、その指導を粘り強く行う。
- (2) 不登校はその要因によっては、必ずしも学校内のみで解決できるものではないことから関係機関や地域との連携も必要に応じて行う。
- (3) 不登校に関する生徒指導の重層的支援構造は以下の通りである。
 - (ア) 発達支持的生徒指導 … 児童にとって学校が安全・安心な居場所となるための「魅力ある学校づくり」と「分かりやすい授業」の工夫
 - (イ) 課題未然防止教育 … 児童の SOS を出す力の獲得と教職員の児童の変化に気付き、SOS を受け止める力の向上、及び教育相談体制の充実
 - (ウ) 課題早期発見対応 … 休み始めの段階でのアセスメント(生徒指導連絡会)と、教職員、SC、SSW、保護者の連携・協働による支援の開始
 - (エ) 困難課題対応的生徒指導 … ケース会議に基づく、不登校児童に対する家庭訪問や SC・SSW 等によるカウンセリング、及び別室登校や校外関係機関と連携した組織的支援

2 不登校対策委員会の組織図



3 不登校対策委員会の主な機能

- (1) 学校全体での正確な情報収集
- (2) 情報の整理・分析と適切な管理
- (3) 効果的な対応の検討と全職員への周知・共通理解
- (4) 職員の役割分担と家庭・地域・関係機関との適切な連携